地域連携推進会議

令和７年度～　地域との連携等の義務化

基準省令にて、障害者支援施設及び共同生活援助において、「**地域連携推進会議**」**を開催すること**及び**会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること**が義務付けられた（令和６年度は努力義務、令和７年度～義務化）

基準省令第210条の７　地域との連携等（要約）

① 事業者は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、**おおむね１年に１回以上**、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

② ②会議の開催のほか、**おおむね１年に１回以上**、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、**これを公表する**。

地域連携推進会議

留意点（よくある質問）

- ✓ 会議は、構成員の選定も含めて**事業所が実施主体**となり、事業所ごとに開催する。
- ✓ 議事録の作成・公表は必要。現時点では市への報告義務はなし。
- ✓ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、会議の設置等に代えることができる。
- ✓ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様に必要。
- ✓ **市職員の参加**については、令和７年度当初にアンケートを実施し、希望する事業所のうち一部に参加予定。

地域連携推進会議の手引き（厚労省作成）

市ＨＰ「地域連携推進会議」にて公表しています。

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/tiikirennkeisuisinn.html